

## 玉名市都市・地域交通戦略推進事業調査（整備計画策定等）業務委託 仕様書

### （適用の範囲）

第1条 本仕様書は、玉名市（以下「委託者」という。）が実施する「（仮称）玉名市都市・地域交通戦略推進事業調査（整備計画策定等）業務委託」（以下「本業務」という。）について適用するものとし、本業務の履行に当たって「受託者」は、本仕様書に基づき行うものとする。

### （目的）

第2条 玉名市は、令和7年にまちなかエリア（以下、本エリアという。）を対象に、まちなかにおけるまちづくりの方向性を示す指針「～玉名市まちなかランドデザイン～まちなか未来図」（以下、まちなか未来図という。）を策定し、玉名駅と駅周辺エリアの再整備、旧庁舎跡地の活用などを官民連携により進めることとしている。

本業務は、まちなか未来図の方向性を具現化するため、過度に自家用車利用に依存することなく、徒歩、自転車、公共交通等の各モードが連携し適切な役割分担のもと、まちなかの回遊性を高めるための交通施策・事業群を、「総合交通戦略」として位置づけるものである。

併せて、総合交通戦略の実現性を高めるため、より具体的な整備イメージを検討するため、「駅前広場基本計画」を並行して検討するものである。

### （業務の区域）

第3条 対象エリアは、JR鹿児島本線玉名駅周辺（まちなかエリア）（【図①】位置図を参照。）

### （業務委託期間）

第4条 委託契約締結の日から令和8年3月31日とする。

※ただし、繰越承認が得られた場合は、発注者・受注者間で協議のうえ、履行期間の延伸を行う。

### （準拠する法令等）

第5条 本業務は、本仕様書に定めるもののほか、次の各号に定める関連法令等に準拠して実施しなければならない。

- (1) 都市計画法（同施行法、施行令、施行規則）
- (2) 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律
- (3) 建築基準法
- (4) 都市計画運用指針

- (6) 地方自治法
- (7) 玉名市契約規則
- (8) 玉名市関連計画
- (9) 熊本県関連計画
- (10) 都市・地域総合交通戦略のすすめ～総合交通戦略策定の手引き～（令和4年改訂版）国土交通省 都市局、令和4年5月
- (11) 駅前広場計画指針－新しい駅前広場計画の考え方－  
建設省都市局都市交通調査室監修／日本交通計画協会編 平成10年7月
- (12) その他関連法令、通達等

（提出書類）

第6条 受託者は、本業務の実施に当たり、委託者の契約書等に定めるもののほか、下記の書類を速やかに提出し、委託者の承諾を得るものとする。

- (1) 着手届
- (2) 技術者届（履歴書添付）
- (3) 業務工程表
- (4) 業務計画書
- (5) その他委託者が指示する書類

（管理技術者・照査技術者）

第7条 管理技術者及び照査技術者においては、本業務の意図や目的を十分に理解した上で適切な人員を配置するとともに、技術士（総合技術管理部門又は建設部門「都市及び地方計画」）もしくはRCCM（都市及び地方計画部門）の資格を有する者でなければならない。

（業務の遂行）

第8条 受託者は、委託者の意図を十分に理解し、工程表に沿って本業務を行い、委託者と打合せを十分行うとともに、綿密な連携を保ち作業を行うものとする。また、本仕様書に記載していない事項であっても、技術上必要と認められるものについては、委託者と協議し補充するものとする。

（疑義）

第9条 本業務遂行に当たり、本仕様書に明示されていない事項について、疑義が生じた場合は、委託者、受託者で協議し、決定するものとする。

（貸与品及び閲覧資料）

第10条 本業務実施に当たり、委託者が必要と認める資料等については受託者に貸与又は、閲覧させるものとする。

(貸与資料の保管・管理等)

第 11 条 受託者は、貸与資料等の保管管理については、その取扱いに十分注意するものとする。また、亡失、破損等が生じた場合は、受託者の負担において速やかに弁償若しくは、修復しなければならない。

(打合せ及び記録等)

第 12 条 受託者は打合せ及び記録等については、下記の事項を遵守するものとする。

- (1) 受託者は、本業務の履行に際し委託者と打合せを行う。
- (2) 打合せは、本業務の契約締結後、7 回程度行うほか、進捗報告や整理、確認を行うことを目的に、技術的な打合せを実施する場合など、臨時に行う必要があると認められる場合、委託者又は受託者からの要請に基づき、適宜実施する。
- (3) 打合せには、委託者が任意に本市の関係各課職員を同席させることができるほか、打合せに要する資料は、受託者が作成する。
- (4) 打合せを実施した場合、受託者はその打合せ記録書を作成し、委託者へ提出し確認を受けること。

なお、本業務に関する委託者との打合せは、随時、本庁舎内又はオンライン会議で行うこと。

(秘密の保持)

第 13 条 受託者は、本業務遂行中に知り得た各種事項については、これを第三者に漏らしてはならない。

(損害賠償)

第 14 条 本業務中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受託者は一切の責任を負い、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。

(成果品の帰属)

第 15 条 受託者は、本業務における成果品の全てを委託者に帰属するものであり、委託者の承諾を受けずに複製、他に公表、貸与してはならない。また、成果品データの所有権・著作権は、委託者に帰属するものとする。

(完了検査)

第 16 条 受託者は、本業務の完了後は、検査を受けるものとし、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(誤謬の修補義務)

第 17 条 受託者は、本業務の完了検査後、成果品に誤謬が認められた場合は、委託者の指示に従い、受託者の責任において速やかに修補の措置をするものとする。また、それに要する経費は、受託者が負担するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第 18 条 受託者は、本業務を履行するうえで、個人情報の取り扱いが発生する為、個人情報の漏えい対策について、次のいずれかの制度を有していなければならない。

- (1) 情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) 適合性評価制度
- (2) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 プライバシーマーク制度 (PMS)

(業務内容)

第 19 条 本業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 玉名市まちなかエリア総合交通戦略

人口減少や少子高齢化、環境負荷の低減といった全市的な課題に対応し、公共交通をはじめとする各交通モードの最適な組み合わせと、都市構造との連携を図る中長期的な戦略を検討する。

ア 都市における現状及び課題

現状の都市構造や交通実態を的確に把握し、課題を明確にするため、玉名市地域公共交通計画や玉名市都市計画道路見直し検討業務などで整理した各種統計データや実態調査を用いて交通の現況を分析し、将来に向けた課題を体系的に整理する。

現況分析の際には、まちなかエリア内の民間の創意工夫による空間構築や空間活用などのまちづくり活動の動向のほか、移動環境や交通手段の利用実態について、客観的なデータ収集を通じて明らかにする。

イ 都市が目指す将来像

都市が抱える課題や地域特性（都市構造、交通体系等）に応じて、上位計画との整合を図りつつ、都市の目指すべき交通施策の将来像を明示する。

ウ 総合交通戦略の区域

交通施策の展開のため、課題の分布や都市構造を踏まえ、戦略を展開すべき区域を明確化する。

設定の際には、まちなか未来図の範囲を基準として、客観的なデータに基づく交通処理（通過交通の排除や駐車場の適正配置）の考え方、アクティビティの向上に資する民間のまちづくり活動との連携可能性、立地適正化計画などの関連

する都市計画との整合性を考慮するものとする。

#### エ 総合交通戦略の目標

将来像を実現するための戦略目標とともに、成果を可視化するための評価指標および数値目標を設定する。

#### オ 目標達成に必要となる施策・事業

戦略目標を達成するための戦術的な取組（施策パッケージ）を位置づける。施策のパッケージ化は、都市・地域交通戦略推進事業によって行う都市交通施策に限らず、土地利用、都市機能の導入等、民間活動による施策や都市交通施策と一体となって行うまちづくりの様々な施策を包含して整理する。

施策のパッケージ化に際しては、歩行者を主役とした空間の再構築や、にぎわい・回遊性の創出に向けた具体的な整備・誘導施策を盛り込むため、都市における現状及び課題で整理した人や車の流れに関する客観的なデータを使用して、まちなか地区内の回遊性強化のために必要となる主要な道路を階層的に特色づけ（性格づけ）、各道路の利活用、回遊性向上等に関する考え方を設定した上で検討を行うものとし、特に JR 玉名駅周辺については下記の駅前広場基本計画の成果の一部を盛り込み、駅周辺整備基本計画として利用できる施策・事業のとりまとめを行う。

#### カ 実施プログラム

施策パッケージを戦略的に展開するために、各取組の役割、内容、時期等を位置づけた短中期的な実施プログラムを作成する。

#### キ 推進体制

戦略の策定・実行にあたり、関係者の連携と PDCA に基づく継続的な評価・改善体制を検討する。

### (2) 関連調査の実施

#### ア 駅利用者分担率の実施（北側・南側）

駅前広場再整備に必要な駐停車台数の算定根拠とするため、平日、休日を対象に、玉名駅利用者の利用者を計測し、徒歩、自転車、二輪車、バス、タクシー、自家用車の分担率を明らかにする。（平日・休日各1回、7:00~19:00の調査を予定）

#### イ 駅利用者アンケート調査の実施

玉名駅利用者に対して、駅の現状利用に対する満足度や期待を尋ねるアンケート

ト調査を実施、駅前広場のレイアウト検討の際の需要を把握する。(郵送法による回収、500 通配布目標。)

<調査項目>

- ・ 駅利用の目的、交通手段、発着地、利用頻度
- ・ 駅利用者満足度 (バスやタクシー、駐輪場、自家用車送迎、歩行者空間の満足度)
- ・ 駅前広場整備へのニーズ等

ウ 駐車場実態調査の実施 (北側・南側)

まちなか未来図の対象範囲 (A=約 800 ヘクタール程度) を対象に、現地調査を行い、駐車場の実態調査を実施する。

<調査概要>

- ・ 一般市民や来訪者が広く利用できる駐車場 (有料、無料) の位置と概ねの利用可能台数。  
※店舗利用者専用や社用車専用駐車場は除く。
- ・ 月極駐車場で募集中と看板の出ている駐車場の位置 (台数は流動するため調査対象外)

対象エリア内民間の創意工夫による空間構築や空間活用などのまちづくり活動の動向を把握する。また、各街路における移動環境や交通手段の利用実態について、客観的なデータ収集を通じて明らかにする。

(3) 駅前広場基本計画

駅前広場の再整備や新規整備を行うにあたって、その基本的な方向性や具体的な内容を定める。対象は玉名駅の北側駅前広場 (3・4・3 玉名駅立願寺線) の再整備と、南側駅前広場の新規整備とする。

イメージパースの作成や景観計画の検討は次年度以降の基本設計で行うため本業務には含まない。

ア 将来乗降客の算定 (北側、南側一体で算定)

駅勢圏の設計を行い、目標年次における駅勢圏人口、将来乗客数等を予測する。

イ 規模の算定 (北側、南側個別策定)

将来予測に基づいて、駅前広場の必要施設数・面積を算定する。

ウ 基本計画の策定 (北側、南側個別策定)

駅前広場の整備と周辺交通のあり方を検討し、駅前広場区域及び取り付け道路の決定を行う。また、駅前広場の配置計画案を 3 案作成し、概略的な比較検討を作成し、課題の抽出・整理を行う。

エ 計画図の作成 (北側、南側個別で作成)

基本計画図（S=1/500 程度）を作成する。

オ 概算工事費の算定（北側、南側個別で作成）

基本計画図に基づいて、概算工事費の算出を行う。

なお、本課が同時期に実施する「（仮称）玉名駅自由通路実現可能性検討業務委託」と整合・調整を図りながら、この業務に係る関係者と連携すること。

加えて、過年度業務「玉名駅付近鉄道立体交差に伴比較検討業務委託」の結果を踏まえたものにする事。

(4) 会議開催支援

下記会議に諮るため、検討中の資料の整理し、情報提供を行う。また、会議に同席し、説明補助を行う。

ア 庁内会議（2回程度）

イ まちなか魅力向上委員会（2回程度）

ウ デザイン協議会（2回程度）

（成果品）

第 20 条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

(1) 本業務に関わる報告書 一式

(2) （仮称）玉名市まちなか地区都市・地域交通戦略推進整備計画及び駅前広場基本計画 一式

(3) 上記電子データ 一式

（納品場所）

第 21 条 成果品納入場所は、玉名市建設部都市整備課とする。

【図①】位置図



まちなかエリア